

中国の特許運用促進政策と実践

中国科学院 战略研究中心
中国科学院 科学技术政策・管理科学研究所

劉 海波

liuhb@casipm.ac.cn

2010年5月25日 北京

OUTLINE

- 中国政府は企業による特許運用を通じた自主イノベーション政策及び措置の促進を奨励
- ここ数年の中国における、特許運用による自主イノベーション促進の概況
- 中国企業の特許運用による自主イノベーション促進の具体例を紹介

- 中国政府は企業による特許運用を通じた自主イノベーション政策及び措置の促進を奨励

「国家特許産業化工程」

- 1997年、元中国専利局の「特許技術産業化促進モデル工程」
- 2002年、「国家特許産業化工程」始動
- 当面の重点
 - － メカニズムの建設（制度体系の建設）
 - 地方における特許運用と産業化政策体系の建設（地方政府との合作）
 - 個別業界における特許産業化政策体系の建設（中央産業部委との合作）
 - 全国規模での、特許運用と産業化に必要な環境の創出と能力の育成
 - － プラットフォームの建設（サービスプラットフォーム体系の建設）
 - 国家特許産業化試行拠点（2009年末時点で15カ所）
 - 工業設計とクリエイティブ産業の拠点（2009年末時点で、1カ所）
 - 国家特許技術展示交易中心（2009年末時点で、42カ所）
 - 企業特許業務交流ステーション（2009年末時点で、75カ所）
 - 知的財産権試行モデル企業・団体（2009年末時点で、57社・団体）
 - 「知的財産権優秀企業」
 - 中国特許ウィーク（2009年の第三回開催時には約6100社が参加）
 - － プロジェクトの建設（モデルプロジェクトの建設）
 - 全国自主知的財産権の運用と産業化モデルプロジェクト計画
 - 特許起業プロジェクト支援計画

「知的財産価値評価促進工程」

- 2006年始動（『財政部、国家知識産権局の知的財産価値評価管理業務の強化についての若干の問題に関する通知』）
 - － 知的財産価値評価についての業界規範を徐々に健全化
 - 『特許資産の価値評価についての指導意見』（2009年7月1日より実施）
 - － 最初期の知的財産価値評価の専門家チームを成立
 - － 地方における知的財産価値評価システム建設の着実な推進
 - － 知的財産価値評価についての踏み込んだ研究の展開
 - 例：「全国知的財産価値評価調査」（2008年課題）
 - － 効果的な知的財産価値評価人材研修の実施
 - 例：知的財産価値評価研修（2009年5月、湖北宜昌）
 - － 知的財産権担保融資の秩序ある試行
 - 第一期全国知的財産権担保融資試行が2009年1月1日に始動、期間は二年。
 - 試行単位：北京市海淀区知識産権局、吉林省長春市知識産権局、江西省南昌市知識産権局、湖南省湘潭市知識産権局、広東省佛山市南海区知識産権局、寧夏回族自治区知識産権局
 - 第二期試行単位：成都市知識産権局等6単位

『ハイテク企業認定管理弁法』

- 科技部、税制部、国家税務総局が合同で発布（2008年4月）
 - 第二条 本弁法にいうハイテク企業とは、『国が重点的にサポートするハイテク分野』（添付書類のとおり）中の、持続的な研究開発と技術成果の応用を行い、企業の核心的な自主知的財産権を形成し、かつこれを基礎とし経営活動を展開し、中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない）にて登録してから1年以上が経過している居民企業をいう。
 - 第十条 ハイテク企業認定には次に掲げる条件を同時に満たす必要がある。
 - （一）中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない）にて登録している企業であり、直近3年間に自社における研究開発、譲り受け、贈与の收受、買収合併などの方法、又は5年以上の独占許可の方法を通じて、その主たる製品（サービス）の核心技術について自主知的財産権を有していること。
 - 『認定弁法』が規定する核心的な自主知的財産権は以下を含む：発明、実用新案及び製品の図案や形状が容易に改変されない意匠（主に、科学や工学技術を応用し、研究や開発の過程を経て獲得された意匠を指す）、ソフトウェア著作権、集積回路配置設計の専有権、植物新品種。
 - ハイテク企業認定における核心的な自主知的財産権とは中国国内で登録されるか、または五年以上全世界の範囲内で独占許可を有し（ハイテク企業の有効期間は五年以上の独占許可の期間内とする）、かつ中国法律上において有効な保護期間内であればならない。

「2009年国家自主イノベーション製品の認定」

- 『2009年国家自主イノベーション製品認定業務の展開に関する通知』（科技部、国家発展改革委員会、財政部、2009年10月）
 - 国家自主イノベーション製品申請説明（2009年度）
 - (2) 製品は自主知的財産権を有し、かつ権利状況が明確であること。製品が自主知的財産権を有するとは、申請組織が自ら主導する技術イノベーション活動を通じ、我が国で法に基づいて知的財産権の所有権を有すること、または法に基づいて譲り受ける形で取得した、中国企業、事業団体または公民が我が国において法に基づいて取得した知的財産権の所有権または使用权を有することを指す。また、申請組織は知的財産権の使用、処置、二次開発について国外の他人による制限を受けないこと。
 - (3) 製品は自主ブランドを有すること。すなわち、申請組織は当該製品の登録商標の所有権を有していること。製品の販売、使用のための商標の初期登録地が中国国内でなければならず、かつ国外の関連製品ブランドによる制限を受けないこと。

「国家技術移転促進行動実施方案」

- 科技部、教育部、中国科学院（2007）
 - 国家技術移転モデル機構
 - 第一期は中国科学技術大学技術移転中心等76カ所
 - 第二期は北京大学科学技術開発部等58カ所
 - 「イノベーションステーション」
 - 第一期試行拠点は11カ所

「当面の経済情勢下における知的財産権審判役務の大局に関する意見」

- 最高人民法院（2009年4月）
 - 実情に立脚し、重点を捉え、知的財産権審判役務の大局的な方向性と有効性の強化に取り組む
 - 特許権の保護を強化し、科学技術イノベーション能力の育成及びイノベーション空間の拡大に注力する。
 - 商標標識の保護を強化し、ブランド経済の発展、市場秩序の規範化や公正な競争の維持を積極的に推進する。
 - 知的財産権訴訟制度を整備し、貿易及び投資環境の改善に力を入れ、対外開放水準の向上を積極的に推進する。

国外特許出願特別助成金管理暫定施行弁法

- 財政部（2009年9月）

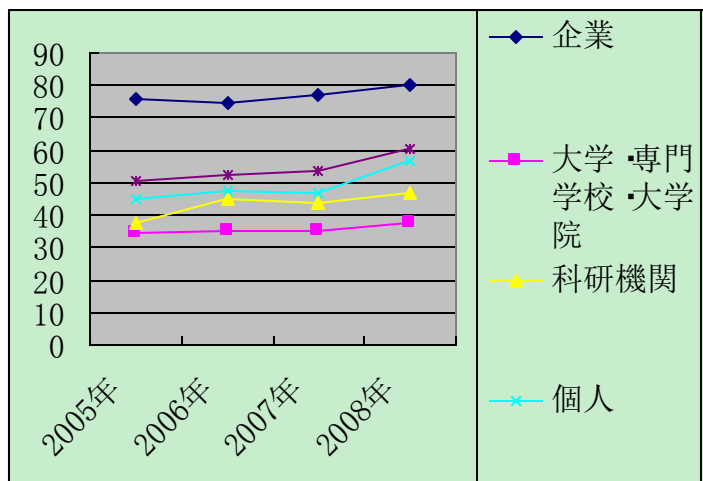
- 本弁法に言う「国内出願人」とは、国家の法律法規の規定を満たす国内の中小企業、事業機関、科学研究機関に限られる。本弁法に言う「国外特許出願」とは、特許協力条約（PCT）ルートで提出され、かつ国家知識産権局を受理官庁とする特許出願を指す。
- 特別助成金による援助を申請する国外特許出願プロジェクトは、以下の条件のいずれかを満たしていなければならない。
 - (一) わが国産業の長所を引き出すために役立ち、国際競争力を備える。
 - (二) 国際市場の開拓または国際市場シェアの拡大の見込みがある。
 - (三) 特許技術製品の国際市場における需要が大きいと見込まれ、前途有望である。
 - (四) わが国の優良企業がコア技術を保有するのに役立つ。
 - (五) パテントプールの形成、国際技術標準制定に関わる見込みがある。
 - (六) 国家知識産権戦略の方向性に合致し、自主イノベーション能力の向上に役立つ。

北京市：知的財産権産業の発展を推進

- 『北京市人民政府の首都知的財産権戦略の実施に関する意見』：特許と著作権を核心に据えた知的財産権産業発展を推進（2009年4月）
 - 集約型知的財産権産業、技術型知的財産権産業、著作権型知的財産権産業、特許経営型知的財産権産業、知的財産権製品流通業、知的財産権サービス業、知的財産権経営業
 - 知的財産権産業の分類標準を制定

- ここ数年の中国における、特許運用による自主イノベーション促進の概況

特許実施率は継続的に向上、実施方式も 徐々に多様化



	2007	2008
自己実施	90.2	86.9
譲渡を通じた実施	5.7	<u>8.2</u>
実施権許諾を通じた実施	6.6	<u>13.6</u>
はっきりしない	1.1	0.0
全体	103.6	108.7

- 国家ハイテク企業の特許実施率は**73.2%**
- 国家級知的財産権試行モデル企業の特許実施率は**89.0%**

政策による奨励効果が顕著、政府による指導が功を奏す

- 国家ハイテク企業の特許実施率は**73.2%**
- 国家級知的財産権試行モデル企業の特許実施率は**89.0%**
- 知的財産権試行モデル企業は始まってから日が浅く、全体数も多くはないものの、品質構造が最適化され、試行モデル企業のうちほぼ**100%**が発明特許を保有し、かつ特許保有件数は多く、出願時には見通しを立て、年度に応じた計画立てるという特徴を備えていることから、発展の潜在性を備えている。

北京自主イノベーション製品認定業務の成果が顕著

- **2009年**、北京市は**1290社**の計**3557項目**の製品を市級自主イノベーション製品として認定した。また**43社**の計**55項目**の製品を北京市政府優先調達製品に認定、これらの製品の予想生産総額は**100億元**以上と、市場における潜在性は計り知れない。
- 市全体ではすでに**256項目**の北京市自主イノベーション製品を調達しており、調達額は**33億元**で、プロジェクト投資総額全体の**37%**を占める。
- 北京市自主イノベーション製品に認定された後の企業製品の売上高は前年比で平均**20%**以上増加し、市場シェアも平均で**5ポイント**上昇している。
- 製品が北京市自主イノベーション製品目録に入った企業の**R&D経費**支出は平均で前年同期比**30%**以上増加し、市の企業全体の平均水準よりも高い。

出願目的が明確に、運用に対する意識も高まる

- 大学の特許出願の目的（回答比率）
 - 発明創造の成果の保護（96.8%）
 - 技術の蓄積として（60.7%）
 - ハイレベルな科研人員の育成（61.2%）
- 研究所の特許出願の目的（回答比率）
 - 発明想像の成果の保護（88.6%）
 - 技術の蓄積として（63.2%）
 - ハイレベルな科研人員の育成（40.9%）
- 企業の特許出願の目的（回答比率）
 - 市場の獲得と拡大（66.9%、2008年は40.6%）
 - 技術が模倣されるのを防止するため（58.5%）
 - 技術の蓄積として(38.5%)

理論面での努力：知的財産権業務の再分類

戦略配置に重点を置く

- 創造
- 運用
- 保護
- 管理

戦術操作に着眼

- 権利確定
- 権利保護
- 権利使用

理論面での努力：国家知的財産権戦略目標の再解釈

「2020年には、我が国を知的財産権の創造、運用、保護及び管理の水準が高い国家へと押し上げる。知的財産権の法治環境をさらに改善し、市場において主体的に知的財産権の創造、運用、保護及び管理を行う能力を強化し、知的財産権意識を人々に植え付け、自主知的財産権の水準の向上と保有件数の増加によってイノベーション型国家建設を支え、知的財産権制度が経済発展、文化的繁栄及び社会建設の促進に果たす役割を十分に引き出す。

- 権利確定水準の大幅な向上
- 権利保護環境の顕著な改善
- 権利使用能力の全面的強化

権利確定、権利保護、権利使用の間の関係

- 権利確定の目的は使用であり、使用の目的は利益の追求である。
- 権利確定、権利保護及び権利使用の間には有機的なバランスと然るべき緊張が維持されている。
- 権利使用の水準が低ければ、権利確定や権利保護の水準は高くない。



直面している問題

- 権利使用の際、柔軟性に欠け、使用が十分でない
 - 権利使用の形式
- 権利確定の際、権利の質に関心を払う人が少ない
 - 研究開発部門、代理部門、知的財産権部門間の関係
- 権利保護における主体性や積極性が不十分
 - 知的財産権侵害についての専門調査

北京市海淀区の知的財産権状況に対する判断

- 大学・大学院、ハイレベルな研究開発人材、ハイテク型中小企業が多く、それを高いレベルでフォローする新商品の販売ネットワークが充実。
- これに対してハイレベルな仲介サービス機構や効率の優れた技術商用化プラットフォーム、強い影響力を持つ大企業が少なく、ハイクオリティかつ有力な流通ルートが乏しい。
- 上記の「四つの多いと四つの少ない」は、工夫は多いが効果が少ない、出願は多いが実用性は低い、技術は多いがマネジメントが不十分、些細なものは多いが大型のものが少ない、という知的財産権の現実を相当程度決定付けている。

北京市知的財産権試行モデル企業の 状況に対する判断

- 組織の枠組み
- 業務内容
- 独立の予算
- 検索ツール
- プロジェクト企画
- 全プロセスへの介入
- 評価体系
- 産学連携
- ライセンス取引
- 「三位一体」”

- 05年以前に始まり、08年前頃から重視され始める。
- クオリティへの注目を開始
- 専門人員は5人を超えることは少なく、3人以下の場合が多い
- 成果の管理という色彩が濃く、資産としてマネジメントをすることは少ない。

- 中国企業の特許運用による自主イノベーション促進の具体例を紹介



方正集团

世界在变 创新不变

- ・ 方正集団は1986年に北京大学の出資により創設された。2009年の総資産は480億元、収入総額は480億元、純資産は210億元、利益は25億元。株式は北京大学が70%、管理層が30%それぞれ保有している。
- ・ 方正集団は上海、深セン、香港及びマレーシアの証券取引所に上場する公開会社6社及び現在上場準備中の方正証券を擁し、下部には国内外の独資、合資企業80社あまり、従業員3万人を抱えている。
- ・ 方正は中国政府「技術イノベーションのイノベーション体系」モデル：「企業を主体とし、市場を指針とし、産学研の連携を行う」。2009年、方正は中国の学校が経営する企業の収益力のうち70%の割合を占め、国家が選出した初の技術イノベーション試行企業6社の一つとなり、国有大型企業集団500社中の順位は118位である。
- ・ 方正はすでに急速な成長を遂げ、総合的な実力の面で華為、ハイアールと並び中国情報産業トップ3の大型の持ち株会社である。
- ・ 方正は北京大学の力を借りて、中国IT、医療医薬産業の発展にとって非常に重要なコア技術の開放的で規範のある資本のプラットフォームを創設し、インテル、オムロン、クレディ・スイス、東亜銀行などの国外資本をひきつけた。



方正永遠の精神的支柱
王選
(1937-2006)



王選が出願し、授権された特許

特許の名称	地域	特許番号	時間	備考
高解像度字形のコンピュータ上での圧縮表示	欧州	EP 0095536	1987年3月	唯一の発明者
高解像度漢字字形発生装置	中国	CN 85100285.4	1985年12月	先発明者
写植機及び印字機で共有する字形の発生装置及び制御装置	中国	CN 85100275.7	1985年12月	先発明者
高解像度字形の高速回転方法	中国	CN 85103268.0	1989年5月	先発明者
高集積化字形発生装置及び制御装置	中国	CN 89103390.4	1991年2月	先発明者
高速で斜体文字を発生させ、任意の角度に文字を回転させる方法	中国	CN 89103388.2	1991年5月	先発明者
単一回路、マルチ回路に適合する写植機による正影、ネガ像及びポジ像出力の制御設備	中国	CN 89101483.7	1991年7月	先発明者
漢字字形発生装置が筆画の交錯を処理する際の措置	中国	CN 89101482.9	1992年3月	唯一の発明者
新聞や書籍刊行物のレイアウト格子の分割生成方法	中国	CN 89103389.0	1992年3月	先発明者

王選の方正における影響力

- ・ 方正のコア技術第一号は王選によるもの
 - 1988年「北大新技術公司」（北大方正集団の前進）が漢字のレーザー写植システム生産及び経営を開始。
 - 漢字のレーザー写植システムについては、王選による三件の特許が基礎となっている。
 - EP 0095536
 - CN 85100285.4
 - CN 85100275.7
 - 「オリジナリティのあるコア技術で企業を興し、市場を開拓し、業界を変え、革命を起こす」（方正集団 董事長 魏新）
- ・ 方正の命名は王選によるもの
 - 「1991年3月8日午後5時過ぎ、周喻採たちが私に出来上がった新聞広告の見本刷りを手渡しました。そこにはイタリックの琥珀体で「北大方正」とありました。筆画は簡単、明快で、見たときすぐにとっても見栄えがするなと思いました。そこで手を打って決定しました。「方正」で行こうと。」（王選の世界）
- ・ 方正のイノベーション発展モデルは王選によるもの
 - 1993年、王選は「技術で頂点に立ち、市場で地に足をつける」というイノベーションモデルを提案
 - 1994年、王選は「持続可能なイノベーション」という発展モデルを提案
- ・ 王選の記念品陳列室を方正大厦406に設置
 - 「中華民族復興の先駆者」、「自主イノベーションの手本」
- ・



王選と日本

- ・ ソニー会長であった井深大氏の「独創し、決して他人を模倣しない」という言葉を最も好んだ。
- ・ 1975年に漢字レーザー写植システムの技術方案を設計した際、当時の日本の写植機の研究に真面目に取り組んでいた。
- ・ 1987年 森澤信夫印刷賞を受賞
- ・ 1997年、方正日本語出版システムが正式に日本へ輸出され、『北京日報』は「これは中国企業初の自主知的財産権及び自前の製品ブランドを備えたハイテクアプリケーションの大規模な輸出及び販売である」と称えた。



- ・ 1996年に「日本方正」を設立
 - 日本方正はすでに、日本最多の発行部数を誇るスポーツ新聞である『日刊スポーツ』や最大の中古車情報誌『カーセンサー』など、20社以上の新聞社・雑誌社のユーザーを抱えている。

王選の後を継ぎ、方正は再び科学技術進歩賞を獲得

- ・ 2010年1月北京大学コンピュータ科学技術研究所と方正集団が共同研究開発を行った「デジタル著作権保護に基づく電子書籍出版及び応用システム」、「略称Apabiシステム」が2009年度国家科学技術進歩賞の二等賞に輝いた。
- ・ 「Apabi」システムは以下の主要なイノベーション技術を含んでいる。
 - 電子書籍の権利表記や授権管理方法を提案し、著作権保護におけるハードウェア適応性、分割授権、内容の一部共有等の技術的難題を解決し、信用の低い環境における権利の有効期間の管理メカニズムを実現。著作権保護における有用性と適応性を備えており、フレキシブルなビジネスモデルや複雑な個人のコンピュータ環境もサポートする。
 - XML分割表記技術を基礎とした分割圧縮、分割独立解析方法、及び優先順位分類法を採用した文字組版技術を提案、埋め込みシステムの高効率、高品質、ダイレクト組版といったストリーミングレイアウト処理技術を実現。初めて副本管理に基づく取引回数カウントメカニズムを提案、電子書籍のインターネット環境における伝播の信頼に足り、安全かつ実用的なカウントと発行という難題を解決した。
 - デジタル著作権保護に基づく電子書籍出版技術の枠組みを提案し、デジタル著作権保護、生産および制作、出版社サービス、図書館リソースサービス、18種のソフトウェアを提案、完成された電子書籍の電子出版応用技術及び電子書籍の有効期間内の著作権保護を実現した。

王選の後を継ぎ、方正は再び国家特許賞を獲得

- ・ 2010年2月、北京大学と方正集団による「高速でFMスクリーニングを行う方法及び装置」（発明者：劉志紅、陳峰、楊斌）が国家特許金賞に輝いた。また「ハードウェア適応性を備えたデジタルコンテンツとハードウェアバイインディングの方法」（発明者：俞銀燕、湯幟）が国家特許優秀賞を獲得した。
 - 特許金賞を獲得した特許技術である「高速でFMスクリーニングを行う方法及び装置」は方正のハイエンドプリンティングのコア技術であり、方正集団はすでにこの特許を新型のカラーデジタルプリント技術をコアとする方正印捷デジタルプリントシステム及び方正ハイエンドプリンティング制御装置等の様々な製品中に応用しており、また技術ライセンスの方式を通じて、国際市場向けに、国外のプリンター大手のKonica MinoltaやOce等のメーカーから高い評価を得ている。
 - 特許優秀賞を獲得した「ハードウェア適応性を備えたデジタルコンテンツとハードウェアバイインディングの方法」は、方正阿帕比公司の研究開発により完成した。本発明はユーザー機器のハードウェア構成の情報に基づいて、当該機器のハードウェアのバイインディングを行い、デジタル著作権保護の利便性の問題を解決した。本特許技術すでに「方正Apabiシステム」中で応用されている。

方正の「技術、市場、知的財産権」の三位一体

体系

知的財産権（協力または許諾）を利用し、グローバル市場向けの開発型イノベーション体系を確立し、イノベーション効率を高める。

配置

業務分野に応じて知的財産権の出願、蓄積、配置を行い、知的財産権が製品及びサービスの競争参加にとって重要な支えまたは武器となるようにする。

標準

積極的に標準制定組織に参加し、企業の先進技術を推進して業界標準を形作り、技術と製品について優位を確立する。

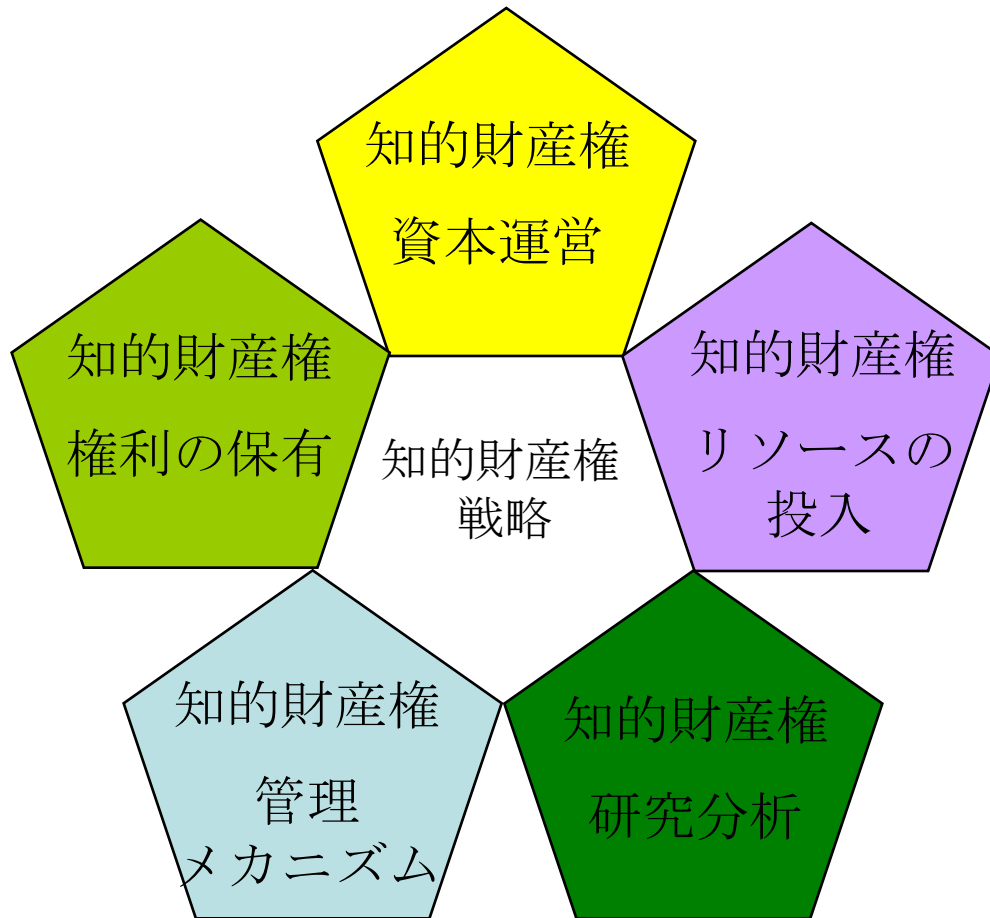
保護

全国的に権利侵害者を取締り、ソフトウェアの合法集約使用及び正規版化を推進し、正規版製品の競争力と尊厳を維持する。

研究開発の効率
と効果を高める

製品及びサービスの競争力を育
てる

方正の知的財産権戦略：構成と実施



- グループ戦略及び業務の成長段階に基づいて戦略を位置づけ、相応しいポリシーを制定する。
- 企画をまとめ、戦略・制度・奨励及び審査など四つのレベルから、全面的に推進する。
- 企業の各層に浸透させ、専門的な管理を行い、全体、全面的に実施する。
- 重点を定め、手順を踏んで推進する。まず管理メカニズムを建設、権利の件数と質を把握し、同時に研究分析レベルを向上、知的財産権運営を漸進的に実現していく。

方正の特許概況

- ・ 2009年12月、「国家知的財産権モデル企業」
- ・ 2009年時点で、授権された特許の保有件数は479件、このうち発明特許は240件。

年度 項目(件)	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
発明	6	19	29	32	72	134	190	287
実用新案	1	3	21	34	6	10	14	16
意匠	1	5	64	28	33	29	17	58
年間出願総件数	8	27	114	94	111	173	221	361

ご清聴ありがとうございます。
忌憚なきご意見とご叱正をお願い申し上げます。